

〔研究ノート〕

## 占領期新潟県の米穀供出問題

永江 雅和

(目次)

はじめに

I 新潟県食糧危機の構造

II 県内移出地域と移入地域

III G H Q 新潟県軍政部の活動

IV 農民運動と供米問題

小括

はじめに

### 課題と問題意識

本稿では戦後統制経済下にあった食糧流通，中でも米穀の流通について，その生産現場からの集荷局面について立ち現れた諸問題について分析を行なう。当時米穀の流通は，1942年に制定された食糧管理法に基づき，生産された全量が統制下に置かれていた。その統制下流過程の中で，生産者が政府の指定する集荷機関に米穀を出荷し，統制価格による代金を受領する局面を，戦時下において「供出」と呼んだのである。この呼称は，終戦後も微妙にその意味合いを変えつつも，用いられ続けることになる。

この統制的食糧集荷，すなわち「食糧供出」が1940年代の後半，占領期であり，「民主化」の時代と言われた時期にいかなる形で機能したのか，あるいはしなかったのか。「統制と民主化」あるいは「占領と民主化」という一見相矛盾する表現で形容される，当時の社会の一断面を描いてみたい。

本稿では戦後最大の米穀移出県であった新潟

県を分析対象としている。筆者は従来，埼玉県の事例を中心に，食糧供出に関する研究を重ねてきた<sup>1)</sup>。しかし今回は後述するような地域類型を念頭に分析を行なっており，その一類型である「移出県」の典型として新潟県を位置づけている。「移出県」としての新潟県が抱えた食糧供出を巡る諸問題，県内移出地域・移入地域間で表出する重層的問題構造，また当時の農民運動が直面した諸問題について，記録された事例をまとめてみたい。

なお，本稿は主として自治体史等の刊行資料をもとに議論を行なっており，一次資料を用いていない。本稿を研究ノートと位置づける所以である。

### 地域類型と新潟県の位置

本稿は米穀の流通を主に分析する関係上，その需給を基準に据えた単純な地域分類を試みる。表1は1951年度供出における，沖縄を除く全都道府県の米穀移出，移入状況を示したものである。この表からもわかるように，当時最大の米穀移出量が記録されるのは新潟県であり，次いで秋田県，山形県と，日本海側の北陸・東北諸県が食糧移出県として重要な役割を果たしていたことがわかる。以下，他県に食糧を移出している都道府県を「移出県」と呼ぶ。宮城，福島，青森，岩手や富山，福井，石川と，東北・北陸諸県は全て移出県に分類される。

一方で，他の道府県から食糧の移入を受けな

表1 国内産米穀純移入高1951年度

(単位：精米トン)

都道府県	項目	移出高	移入高	差引
no01	新潟	163,849		163,849
no02	秋田	127,849		127,849
no03	山形	116,094		116,094
no04	佐賀	61,596		61,596
no05	富山	60,152		60,152
no06	宮城	55,841		55,841
no07	熊本	43,610		43,610
no08	千葉	43,323		43,323
no09	栃木	42,713		42,713
no10	滋賀	41,005		41,005
no11	岡山	37,400		37,400
no12	福島	31,912		31,912
no13	茨城	30,530		30,530
no14	青森	29,294		29,294
no15	福井	22,124	238	21,886
no16	石川	20,429	145	20,284
no17	三重	19,110	1,130	17,980
no18	鳥取	14,816		14,816
no19	島根	9,757		9,757
no20	岩手	9,587		9,587
no21	大分	1,410	235	1,175
no22	長野	470		470
no23	山口	57	201	-144
no24	香川		376	-376
no25	埼玉	1	2,131	-2,130
no26	岐阜		2,218	-2,218
no27	奈良	1,222	4,101	-2,879
no28	広島		4,253	-4,253
no29	宮崎		6,580	-6,580
no30	徳島		8,084	-8,084
no31	山梨		8,729	-8,729
no32	高知	376	10,411	-10,035
no33	鹿児島		10,291	-10,291
no34	群馬		11,500	-11,500
no35	北海道		13,413	-13,413
no36	愛媛	1	18,048	-18,047
no37	和歌山		25,801	-25,801
no38	愛知	282	31,520	-31,238
no39	福岡		40,679	-40,679
no40	静岡		41,477	-41,477
no41	長崎		43,660	-43,660
no42	兵庫	2	43,931	-43,929
no43	京都		47,520	-47,520
no44	神奈川		115,784	-115,784
no45	大阪		164,544	-164,544
no46	東京		327,812	-327,812
計		984,812	984,812	0

『食糧管理統計年報』昭和26年度より作成

ければならない都道府県を「移入県」と呼び、分類することにする。最大の移入県は当然ながら東京であり、以下大阪、神奈川、京都、兵庫といった大都市圏が大量の米穀の移入を受けていた。その他中間的存在として移出中心であるが移入も得ている、福井、石川、三重、大分を「移出 - 移入県」、移入中心であるが移出も行っている山口、奈良、高知、愛知などを「移入 - 移出県」と分類することも可能であるが、ほとんどの場合、これらのバランスは主な方に偏っているため、今回は特に独立した類型としては扱わない。

各都道府県の移出先を示したのが表2である。東北諸県が東京、神奈川を中心とする関東大都市部へ移出し、北陸・関西諸県が大阪、京都等へ主に移出するなど、多くの県では移出先が近隣の大都市部を中心に数県に限定される傾向があるのに対し、新潟県はその地理的要因もあってか、関東から関西にかけて全国14都道府県へと米穀を移出しており、これも全国第一位である。

次に対象を新潟県に絞り、移出量と仕向先を見ると(表3)、戦時期の1944年から終戦直後の1945年にかけては移出量が大幅に減少している。その後46年、47年にかけて、移出量は徐々に回復し、48年に戦時期の水準に復帰している。これは作況の問題と考えるよりも、政府の集荷機能の低下とその回復過程と考えるべきだろう。搬出先は先に述べたように北海道から広島までと広範囲に渡るが、中でも東京都への移出が突出していた点では一貫している。新潟県は日本の穀倉であると同時に首都圏の穀倉であったのである。一県で全国割当量の7%以上を担った同県は(表4)、食糧危機にあえぐ大都市部にとって新潟県は最大の供給基地であり、こうした状況を反映して当時の新聞等では、新潟県を指して「日本のウクライナ」と呼ぶことがしば

表2 国内産米穀仕出仕向先移動高1951年度

(単位：精米トン)

仕出地	北海道	群馬	埼玉	東京	神奈川	石川	福井	山梨	岐阜	静岡	愛知	三重	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	長崎	大分	宮崎	鹿児島	計
北海道																													0
青森	2,597			26,697																									29,294
岩手				9,587																									9,587
宮城				38,452	16,637					752																			55,841
秋田	3,350	1,881	1,880	81,971	19,381					7,166				12,220															127,849
山形	638	3,155	188	62,790	28,613					7,173	1,880		2,633	9,024															116,094
福島	2,256			11,203	6,326					10,623	1,504																		31,912
茨城	1,963			12,846	12,914					2,807																			30,530
栃木		940	63	26,131	15,579																								42,713
群馬																													0
埼玉				1																									1
千葉	2,327			25,690	12,833					2,473																			43,323
東京																													0
神奈川																													0
新潟	282	5,524		32,439	3,501	145	238	8,729	10,013	17,858			10,652	42,713	26,034	59	5,662												163,849
富山				1					2,218	8,868			15,249	29,323	804		3,099	590											60,152
石川											1,130		940	14,129	2,350		1,880												20,429
福井											940		2,820	6,862	2,194	1,880	4,726	2,702											22,124
山梨																													0
長野										470																			470
岐阜																													0
静岡																													0
愛知																282													282
三重											470			1,908	5,640	1,880	9,212												19,110
滋賀													12,404	28,601															41,005
京都																													0
大阪				2																									0
兵庫																													0
奈良																													2
和歌山																	1,222												1,222
鳥取														2,120	12,696														14,816
島根														702	4,248	4,606			201										9,757
岡山															1,363			904		8,084		16,638	10,411						37,400
広島																													0
山口																		57											57
徳島																													0
香川																													0
愛媛				1																		376							1
高知																													376
福岡																													0
佐賀																													0
長崎															940									25,850	34,806				61,596
熊本				1										2,820										14,829	8,854	235	6,580	10,291	43,610
大分																						1,410							1,410
宮崎																													0
鹿児島																													0
計	13,413	11,500	2,131	327,812	115,784	145	238	8,729	2,218	41,477	31,520	1,130	47,520	164,544	43,931	4,101	25,801	4,253	201	8,084	376	18,048	10,411	40,679	43,660	235	6,580	10,291	984,812

『食糧管理統計年報』昭和26年度版より作成

表3 新潟県仕向地別米穀県外搬出高

(単位：玄米石)

都道府県	年度	1944年	1945年	1946年	1947年	1948年	1949年	計
	東京		444,365	170,124	202,706	364,317	611,345	496,673
神奈川		75,000	33,894	88,069	128,312	127,002	163,533	615,810
群馬		99,376	34,812	29,288	159,753	171,676	160,688	655,593
山梨		54,357	60,192	44,715	75,057	108,002	70,140	412,463
愛知		164,663	94,939	66,550	55,512	106,669	90,020	578,353
静岡		106,106	7,777	63,175	50,040	114,997	75,008	417,103
大阪		190,409	104,328	124,212	145,710	203,154	333,332	1,101,145
兵庫		25,000		90,743	30,125	56,055	50,012	251,935
京都		59,628		58,672	30,388	36,000	109,476	294,164
長野		24,730	3,601	23,921	22,277	30,028	2,028	106,585
和歌山		54,923				20,268	27,179	102,370
奈良					5,124		5,011	10,135
長崎				10,380	12,848	14,904	28,400	66,532
福岡					30,213	10,224	58,267	98,704
北海道			44,129	832	102,370	30,194	20,000	197,525
埼玉						9,003		9,003
広島		67,945						67,945
計		1366502	558,809	803263	1,212,048	1,649,528	1,689,776	7,279,926

『新潟県史資料編20』436頁。原史料は新潟県庁「新潟県食糧管理統計年報」(昭和25年)

表4 米穀年次別供出高

(単位：玄米石)

年度	項目	割当量	供出量			供出率
			米	雑穀その他	計	
1945年	全国	26,561,000	19,561,373		19,561,373	73.6%
	新潟県	1,850,000	1,463,929		1,463,929	79.1%
	(比率)	7.0%	7.5%			
1946年	全国	28,063,400	27,051,980		27,051,980	96.4%
	新潟県	2,033,389	1,880,102		1,880,102	92.5%
	(比率)	7.2%	6.9%			
1947年	全国	30,550,000	28,721,988	1,297,299	30,019,287	98.3%
	新潟県	2,267,000	2,257,540	11,719	2,269,259	100.1%
	(比率)	7.4%	7.9%	0.9%	7.6%	
1948年	全国	30,619,000	30,551,156	1,812,458	32,363,614	105.7%
	新潟県	2,220,400	2,636,225	13,079	2,649,304	119.3%
	(比率)	7.3%	8.6%	0.7%	8.2%	
1949年	全国	32,328,700	28,745,964	1,778,487	30,524,451	94.4%
	新潟県	2,253,000	2,520,643	6,899	2,527,542	112.2%
	(比率)	7.0%	8.8%	0.4%	8.3%	

『新潟県史資料編20』439頁。原史料は新潟県庁「新潟県食糧管理統計年報」(昭和25年)

・1949年全国供出高は1950年4月末、新潟県供出高は1950年7月20日現在。

しば見られたのである。

## I 新潟県食糧危機の構造

### 敗戦と食糧危機

終戦の年1945年、日本は敗戦の打撃に加え、深刻な食糧危機に陥っていた。戦前日本の食糧需給は既に朝鮮半島、台湾等の植民地米の「移入」を前提に成り立っており<sup>2)</sup>、これら植民地の喪失は日本の食糧需給を逼迫させた。加えて戦時中の国内農地の潰廃や生産資材、労働力不足による生産力の低下、復員・引揚による国内消費人口の増加など、食糧危機を促進する要因にはこと欠かなかった。同年冬には100万人を超える餓死者がでるといふ予測も流れる一方、敗戦による日本政府の求心力の失墜と行政機能の麻痺は深刻であり、戦時中のままの手法による食糧集荷が難しいことは自明であった。

### 戦時期の供出制度

戦時期の食糧供出とはいかなるものであった

か。食糧管理法に基づく供出割当は1942年産米からであった。表5によれば、県内の米穀生産量は戦時中の1942年に421.2万石であったが、戦争の激化にともない、生産力が低下傾向に向かったことがわかる。これに対し割り当てられた供出量は293.7万石から261.2万石と、生産量の70%前後であった。これは表4からもわかるように、戦後に比べて遥かに高い水準であった。

また市町村への割当量の通達については、『小千谷市史』に興味深い事例がみられる。小千谷市域では「割当量指示の際には各町村長・農業会長など関係者の集合を求め、供出責任額の完遂を強く地方事務所長から訓示され、一同二荒社の神前に集合し、『一、我々八皇民ナリ（後略）』の農民綱領を大声復唱して、供出完遂を神に誓ったあとで町村長一人一人に厳封された供出指示書が渡されたが、この封書は村へ帰る前に開封することを禁じられていた」というのである<sup>3)</sup>。国家神道による宗教的権威の上に、政府からの割当量を一方的に指示し、それに対する反論が許されない。戦時中の供出割当

表5 新潟県米穀総収量と割当量推移

(単位：玄米万石)

項目 年度	総収量 A	割当量 B	県外搬出量 C	県内留保量 A - C	農家保有量 A - B	割当比率 B / A	県外搬出率 C / A
1942年	421.20	293.72			127.48	69.7%	
1943年	404.60	293.32			111.28	72.5%	
1944年	360.60	261.28	136.65	223.95	99.32	72.5%	37.9%
1945年	271.60	140.44	55.88	215.72	131.16	51.7%	20.6%
1946年	375.80	203.34	80.33	295.47	172.46	54.1%	21.4%
1947年	381.40	226.70	121.20	260.20	154.70	59.4%	31.8%
1948年	470.13	222.04	164.95	305.18	248.09	47.2%	35.1%
1949年	444.47	225.30	168.98	275.49	219.17	50.7%	38.0%
1950年	392.53	233.17			159.36	59.4%	

- ・1942年～1945年は『新津市史 通史編下』741頁  
原史料は『新潟米50年のあゆみ』
- ・1946年～1950年は『新潟県史資料編20』439頁。  
原史料は新潟県庁「新潟県食糧管理統計年報」(昭和25年)
- ・1949年全国供出高は1950年4月末、新潟県供出高は1950年7月20日現在。
- ・県外搬出量は表3より。

はこのような性格を持っていた。このような方法での集荷は敗戦後、不可能となり、政府としては戦後の社会情勢に対応した形で、集荷制度の再構築を行なう必要に迫られた。

### 納得供出

戦後になり、供出制度にはどのような変更が加えられたのだろうか。戦後初の1945年産米供出において加えられた変更点は 総合供出、個人割当、納得供出の3点であった。は米の代替として、くず米、麦類、雑穀等による供出を一定の枠内で認めたこと。はそれまでの部落責任供出から個人（農家）割当としたこと、

はそれまでの一方的割当量指示でなく、公開された算出方法に基づき算出し、農業会長、市町村長、生産者代表などから意見を徴し、生産者の「納得」の上で割当量を決定するというものだった<sup>4)</sup>。

この中で生産者は を特に重視し、45年9月10日、新潟県議会倶楽部総会は畠田昌福知事に対し「納得供出」方策の明確化を要請している<sup>5)</sup>。「納得供出」とは、戦後農林省が打ち出した供出方針のことで、基本的には従来の食糧管理法に基づく米穀出荷を続行するが、その出荷量算定にあたって、生産者が納得できる出荷量を供出してもらう、というものであった。県議会はこの実施を強く知事に求めたのである。公職追放を受けた畠田の後任、佐藤基知事はこれをいったんは了承したが、45年産米供出は極端な不振となり、割当量に対する集荷率が80%に満たないという事態にいたった。

### 集荷不振の原因

供米不振の原因はなんであっただろうか。『新津市史』には、当時の農家記録として次のような史料が残されている。「(昭和)十九年度供米は完納して馬鹿を見た。春肥料施肥時期に

米がないため石灰窒素と交換できず、また全ての物を交換するに肝心の米がないのでだめだった。また六月頃より飯米を願われたがこれも駄目。昨年は未完納者となってしまった。次年度より全ての供出に注意を要する<sup>6)</sup>。また中魚沼郡田沢本村の議会では供米督励に対し「我々八大切ナル男子ヲ弑人モ戦死之不幸ニ立ち至リシモ何等之恩典ニ預カラズ今後八諸供出八決シテ応ジ難キ」との発言が見られる<sup>7)</sup>。肥料を中心とする生産物資の配給不足と物価高騰、さらに近隣からの物々交換要求、そして敗戦による政府に対する極度の不信感が供米不振の背景に存在したのである。

### 輸入食糧放出のための供米完遂

しかしそもそもこの「納得供出」は、構造的に大きな問題を抱えていた。既に述べたように、海外植民地を失った日本は、国内生産により需要を満たせない状態にあり、危機回避のためには海外からの輸入が不可欠な状態にあった。1945年10月12日閣議において報告された同年産米の需給見込みは生産4,720万石に対して需要は7,822万石。前年繰越を含めても1,851万石の不足が予想されていた<sup>8)</sup>。この食糧危機を前に、日本政府は占領軍に対し穀類約300万トンの食糧輸入を求め、GHQも占領政策の遂行上、アメリカ本国に対して輸入許可を要請した<sup>9)</sup>。これに対して翌46年3月、5月に、ハリソン食糧使節団、フーヴァー使節団が来日し、調査の結果、日本への食糧輸入の条件として、国産食糧の最大限の集荷、公正な配給、余剰県から不足県への移譲などを要求したのである<sup>10)</sup>。また47年3月GHQは吉田首相宛書簡にて、供米完遂と食糧余剰県から不足県への移譲が輸入食糧放出の条件であることを表明した。政府が当初算定した供出量を達成しなければ、輸入食糧放出が行なわれないというのでは、農民側が要求

する「納得供出」の実現の余地はない。農地改革問題とは異なり、食糧問題に関して占領軍の立場は「解放者」ではなく「占領者」であり、政策の基本線は「民主化」ではなく、「懲罰」であった。連合国の占領政策と国内農民の意識の間には、この点で大きな認識上の乖離が存在していたのである。

### 都市部での不満

いっぽう供出不振の中、都市部での危機感も高まりつつあった。配給の遅配は日常茶飯事であり、また配給量自体も充分ではなく、「ヤミ」食糧を拒絶し、配給食糧のみで生活した結果、餓死に追い込まれた東京地方裁判所山口良忠判事のエピソードは、国内広くに知られた悲劇であった<sup>11)</sup>。また「米よこせデモ」など食糧不足に都市民衆の不満は高まっていた。こうした民衆運動は当面旧軍や行政機関による食糧隠匿に矛先が向けられていたものの、それが農村部に向けられる危険が皆無とは言えない状態であった。

都市部のマスメディアもどちらかと言えば、農村部の供出の負担よりも都市部での食糧難に同情的な記事が多く、供出割当を達成しない農家に厳しい眼を向けつつあった。1947年4月における農家に対する強権発動について、農民勢力が数千人を動員し、県庁前で「強権発動即時中止」「農民の保有米を優先的に確保」「農民の飯米不足者に手当米支給」を要請したのに対し、地元新聞の新潟日報は「数度にわたる軍政部からの督励状にもかかわらずなまぬるかった当局の取締り方針をみくびった悪質農について断固司法権の鉄槌が下された」と報じ、占領権力を背景とする強権発動を支持する論調の記事を発表したのである<sup>12)</sup>。県内にあっても都市部住民と農業生産者との間の亀裂は深刻なものになりつつあった。

こうした都市部と農村部の軋轢の原因の一部には、当時「たけのこ生活」と呼ばれた都市住民の買出しの過程で発生した、様々なトラブルもあった。一例を挙げると、巻町において「ある身なりの綺麗な主婦が、米の買出しに行ったところ、農家のおやじはその婦人が着ている上等のオーバに目を付け、『そのオーバを脱いで行け米を上げるから』といって婦人を憤激させた」というエピソードが残されている<sup>13)</sup>。このような事例は新潟県に限らず、全国で見られた光景であった。

### 強権供出

供米不振に苦しんだ新潟県は、1946年4月11日に至り、ついに強権発動に踏み切った。新発田町内の2集落に対し、食糧緊急措置令に基づく強権発動を強行した事件を皮切りに翌47年にかけて、供出不振地域でこうした強権発動を繰り返した<sup>14)</sup>。強権発動の様子について次のような記述が残されている。「未完納農家に対しては、県吏または町村吏が来て、天井裏から床下まで捜査し、農家が屋外に保管する藁のにお（藁を三メートルから五メートルくらいの円形または角形に積み上げ、その上に雨よけのとまをかけたもの）の中まで鉄の棒を通して調べたとのことで、県吏の中では、人一倍厳しい捜査で農民をすくみ上げさせた者もおったとか。（中略）巻警察では未完納者と呼ばつけ、新潟地方検察局所属島田検事補の圧力で供出を強要した<sup>15)</sup>。こうした強権発動に対する各市町村の反発は激しく、また強権発動反対運動の中で、押収米の殆どが警察官への特配とされていたことが問題とされるなど<sup>16)</sup>、「強権供出反対」は全県の広がりをもつ供米反対運動の主要目標となっていくた。結局45年産米供出は極度の不振のまま終わり、佐藤知事は翌年7月、供米成績不振を理由に引責辞任に追い込まれることとな

った。

### アメとムチ - 各種奨励金・匿名供出

供出未完納者に対して、強権発動という「ムチ」が振るわれる一方で、完納者に対する「アメ」も用意される必要があった。供米完納に関する各種奨励金がそれにあたる。主な奨励金としてはまず早期供出奨励金があげられる。1949年度より導入された同奨励金は供出時期に応じて政府の買取価格に格差を設け、早期の供出を促す目的をもって交付された。また急速な物価上昇期において、早期の販売が不利になるとの農家側の警戒感を緩める目的も含まれていたと考えられる。新潟県においては、1俵あたり9月30日まで400円、10月15日まで280円、10月30日まで160円が交付された。

その他奨励金として超過供出奨励金があった。これは割り当てられた供出量を超えて供出を実施した農家に対して、その超過分を通常より高価格で買い入れることにより、生産者の完納意欲を刺激することを目的とされていた。超過分に関しては、通常の供米価格の三倍で購入されていたことが記録されている<sup>17)</sup>。

しかしこのような奨励金は闇価格の高騰も招いたようで、一部自家保有量を割り込んだの供出を強いられた農家のなかには、「自分の飯米を供出し、その価格の三倍一俵六千円以上を払って食糧米を買い求めなければならぬ」くなるような事例もあったという<sup>18)</sup>。また超過供出については「超過供出をすれば当然翌年の供出割当増額、税金、近隣の嫉妬等が予想されることも警戒されており<sup>19)</sup>、政府は超過供出を無記名で実施し、翌年度割当に反映させない措置としての「匿名供出」を実施させ、供出意欲の促進に努めたのだった<sup>20)</sup>。

### 昭和天皇の行幸

戦後最も厳しい供出となった1947年産米供出は戦後供出の大きな山場だった。厳しい供出に対する生産者の不満に加え、前述のような都市部での不満もピークに達しつつあったからである。こうした危機感に際して、行政は占領軍権力をちらつかせることもあれば、旧来の権威を持ち出すこともあった。同年の10月の昭和天皇による新潟県行幸は、タイミング上、首都圏に対する最大の輸出県である新潟県に対する供出督励効果をもっていた。『新潟日報』は、来県した天皇が供米状況を視察した時の状況を次のように報じている。「(昭和天皇は)うず高く積まれた“荒川米”の山を満足気にご覧になり同村長が『昨年度は全部完納しました』と申上げると『よく供出をやってくれてよかった、今後も食糧増産のためしっかり頼む』とお励ましになり…」と供米促進を促したのであった<sup>21)</sup>。天皇による行幸、司法による強制執行、後述する占領軍による督励等、まさに総動員体制のもとで進められた47年度供出が割当完遂となったのは翌48年1月20日であり、苦心したとはいえ、前46年度よりも早い時期での完納となった。岡田正平県知事は全県関係者に感謝の辞を述べ、2月11日を供米完納記念日とした<sup>22)</sup>。

## II 県内移出地域と移入地域

既に述べたように、新潟県は全国一の移出県であった。つまり県内生産物の多くを県外消費地、即ち移入県へと搬出することを強いられていたのである。しかし移出県内とはいえ、都市部においては消費地域が存在するし、また県内山間部にも米穀を自給できない移入地域が存在した。こうした県内の重層的構造についてみてゆこう。



## 県外への移出要請

ハリソン・フーヴァー使節団の勧告を受け、農林省は1946年3月下旬、全都道府県の、経済部長を集め、生産県の米穀ストックの消費県への搬出を求めた。この搬出量は生産県の年度内配給量を割り込むほどの量であり、北海道・東北・北陸諸県に対しては同年8月までの配給分を残し、残量の県外搬出を求めた<sup>23</sup>。全国最大の移出県として期待され「日本のウクライナ」と呼ばれた新潟県には45年産米供出量約146万石中、約40%の55万8千石の搬出が行なわれた。この結果、県内の農家保有量は前年107万石を下回る93万石となり、農家の保有米は厳しく圧迫されることになったのである<sup>24</sup>。この政府米の「赤字搬出」要求は、生産県側の激しい反発を呼ぶことになる。

しかもこうした要請は革新勢力からも働きかけられた。1946年6月4日、日本社会党組織部長浅沼稻次郎が新潟県庁を訪れた。浅沼は「差当り是が非でも五千石だけは救援米として至急送り出していただきたい、地主保有米の放出等を断行すればそれ位の米は必ず何とかなると私は確信してゐる」と、当時の佐藤県知事に東京都向けの米搬出を強く要請したのである<sup>25</sup>。

## 県内での配給遅延と輸入食糧依存

しかし生産県新潟県においても、都市部の消費地においては配給に困難をきたしており、県外搬出に対する抵抗は根強かった。県議会では1945年産米のうち、県内消費分として120万石の確保が要求され、さらに配給遅配分に対する外米輸入が要請された。「赤字搬出」を強いられた生産県においても、もはや輸入食糧への依存が必須となったのである。46年5月の県会では県内食糧危機が「絶対絶命」とされ、7月から9月にかけて計15日間の欠配に追い込まれた。県内都市部である新潟、長岡、高田、三条、柏

崎の五市長と市会代表者は46年8月に新潟県軍政部と総司令部に輸入食糧放出を陳情し、その結果、輸入食糧は8月から放出され、以後49年にかけて県内需要は輸入食糧に依存する形で展開した。しかしその見返りとしての県内供出の完遂と県外移出が、改めて強く要請されることとなったのである<sup>26</sup>。

## 移出町村の状況

こうした状況下において、移出町村への圧力は過酷なものとなっていった。中蒲原郡では、地方事務所が職員を総動員し、郡内各町村を巡回し、農民との「膝を交えて」の懇談により、また「供米完納農家」の標識を完納農家の戸口に貼付するなどして、供米意欲の昂揚と、全戸完納運動に拍車をかけざるを得なかった<sup>27</sup>。この「供米完納農家票」のような事例は全国にみることができるが、これによって未完納農家が事実上公表されることにより、完納できない農家には近隣から厳しい社会的圧力が加えられることになった。

戦後供出の特徴として「個人割当制度」があることを既に述べたが、これは戦時中の「部落責任供出制度」が地域の有力者の手によって恣意的に運用されたことへの反省、また市町村において割当量以上の供出が行われる「水増し割当」を防ぐ意図から実施されたものであった。しかし、ここでは「個人割当制度」によって、窮迫によって完納できない農家に社会的圧力が加えられるという皮肉な結果になってしまったのである。

## 移入町村部の苦心

一方、米の生産量が少ない県の山間部地域では、厳しい食糧難に見舞われることになった。1946年夏、北魚沼郡小出町では、町長を中心に穀倉地帯である、西蒲原郡の市町村と米と木炭

の交換を交渉したり、沿岸町村に海藻等の供給を求める等、苦心の対策が行われた。また47年には町が町会に対し、2万円の融通を求め、また六十九銀行や町農業会からも資金を借り入れ、町内配給食糧確保のため、「非合法スレスレ」の食糧調達を実施された<sup>28)</sup>。

また町場の消費者からは、生産者の保有米算定基準に異を唱える者もではじめた。小出町では町議の中から「米の生産者なるが故に一日四合を食ひ、消費者なるが故にそれが許されないのは不合理である」と批判が噴出した。農家以外の消費者の配給基準は二合余りであったから、そのような批判には一理あったが、生産者にとって保有米は生産物資購入用のストックでもあるとして他の町議はその異議に応じることはできなかったという。

### 一部保有農家からの供出

移入町村における供出難により、町村内の下層農家に厳しい負担が求められるケースも見られた。1947年度供出において、倉俣村（現中里村）では1200石の供米割当を完全保有農家のみで供出することが至難と判断され、一部保有農家の飯米保有を一日一人三合一勺（通常は四合）とすることで割り当てを完了したという記述がある<sup>29)</sup>。また南魚沼郡塩沢町では供出非協力者に対して、配給停止措置が実施されたという<sup>30)</sup>。配給を受ける農家は計算上の自家保有分すら確保できない零細農家なのであり、こうした農家への罰則も、下層農家に厳しく偏ったものであった。

### 配給米の確保

また移入・移出町村共通の悩みとして遅れがちな配給米の確保という問題があった。市町村内部の非農家への配給の必要に加え、飯米を確保できない一部保有農家や、供出量が保有量を

割り込んだ還元配給農家への対処が必要であったからである。本道上村（中之口村）では村長と農民組合長が共謀し、検査外が予想される屑米を出荷して供米完納の実績を作り、後に検査外となった屑米を独断で村内に配給するという「屑米配給事件」が起こった。結果約400俵の米が行方不明となり警察の取調べを受けることになったという<sup>31)</sup>。

### 移出米への抵抗

このような状況下、移出移入を巡る問題は県内自治体内の対立にまで発展するケースが生じた。1947年産供出では、南魚沼郡堀之内町において、新潟市や長岡市よりも欠配日数の多い事態に至った。原因は同年6月に、同郡に対して飯米3800石の郡外出庫命令が下ったためであったという。欠配に苦慮した堀之内町助役が移出地帯であった北蒲原郡新発田町へ政府米出荷の督促に向かった際、出庫に反対する組合員が「米を出してみろ、ただではおかぬ」と短刀を抜いて脅す場面もあるほどであったという<sup>32)</sup>。

### 郡内での自治的負担均衡化

県内では移出自治体と移入自治体の間で、需給を調整する動きも見られた。例えば穀倉地帯である蒲原四郡と山間部の魚沼各郡をそれぞれ救援米ブロックとして編成し、たとえば北蒲原郡と北魚沼郡で需給を調節する救援米ブロック制が実施された。北魚沼郡の小千谷町では経済課長を北蒲原郡に長期出張させ、配給米の確保に奔走させたが、その配給米が移送途中で新潟市に横取りされ、配給されてしまうというトラブルも発生した<sup>33)</sup>。このように郡同士での救援米にも限界があり、郡内部での調整も必要となった。『十日町新聞』1946年7月22日の記事によれば、同年度端境期の配給逼迫に際し、中魚沼郡内では「持てる村長」と「持たざる村

長」との間で懇談会を実施し、郡内で緊急救援米二千俵が貸出米として供出することが承認されたという<sup>34)</sup>。こうした調整措置は政府によって「自治的負担均衡化」と呼ばれ、推進されたが<sup>35)</sup>。基本的には自治体の努力に任されており、政府としてはこうした動きを黙認せざるを得なかったというのが実情であろう。

### Ⅲ 新潟県地方軍政部の活動

#### 新潟県地方軍政部

日本を占領した連合軍は、アメリカ軍を中心としており、他国軍としてはイギリス軍、オーストラリア軍が一部短期間駐留するに留まった。実質的にはアメリカ軍の単独占領であったわけである。日本国内各地の占領の中心となったのはアメリカ第8軍であり、各都道府県には第8軍指揮下の軍政中隊が、主として県庁所在地に駐屯し、占領下行政の「監視」を行った。間接占領の建前上、直接的に軍政部が治安・行政権力を行使することは、ほとんどなかったが、彼らの可視的な「監視」や「督励」活動が占領下の国民に与えた影響は大きく、占領軍は当時天皇に代わる絶対的権力として君臨したのである。

新潟県に駐屯したのは第87軍政中隊であり、県軍政部長コックス中佐(Louis.H.Coxe Ⅲ)が指揮を取っていた。他の都道府県では、比較的短期間で交代する軍政部長が多い中で、このコックス中佐の在任期間は長く、国内食糧供給の拠点ともいえる新潟県占領についてGHQ中央から高い評価を得ていたものと考えられることができる。

#### 地方軍政部と供米問題

日本占領の現場を担った地方軍政部と東京のGHQは、基本的に日本に対する食糧輸入に積極的であった。占領の現場を担う者たちにとつ

て、被占領者を飢餓状態に置き、彼らの不満を醸成することは、占領政策そのものを困難にすることを意味したからである。「占領軍の安全をおびやかすべき飢餓、広範囲な疾病及び社会不安を防止する」<sup>36)</sup>ことは、民主化以前に占領政策上の必達目標とされていたのである。

しかしアメリカ本国と連合諸国から形成される対日理事会の方針は、こうした現場とは温度差のあるものだった。1945年10月に司令部が米国陸軍省に求めた輸入食糧要求に対し、本国は46年2月まで回答を引き延ばし、「世界的に食糧は危機にあって、ヨーロッパ解放地が飢餓の恐れがあるから、日本の最低需要にも応ずることは困難であった、日本には如何なる食糧の割当もできないであろう」と回答したのである<sup>37)</sup>。これに対し司令部は「輸入食糧によって日本の食糧配給制度を持続しなければ、占領政策は極めて困難な事態に直面せざるを得ない」と回答し、強く抗議した。前述のハリソン・フーヴァー調査団はこれにこたえて派遣されてきたものである。その結果、食糧輸入が認められたものの、国内における供出の完遂が強く求められる結果になったのであるが、このように日本国内の占領軍は、日本の食糧政策において、本国・対日理事会と被占領者の板ばさみの位置にあったと言えるのである。

#### 新潟県地方軍政部の供米督励活動

新潟県軍政部が供出問題に対して積極的な関与をするようになるのはハリソン・フーヴァー調査団が来日した1946年産米からのことである。同調査団により、輸入食糧放出の条件が国内の集荷完遂であるとの条件が示され、以後軍政部もこの線に従って国内食糧供出に関与してゆくことになる。47年1月、軍政部は新潟県の米穀生産量・割当量が過少であると批判し、供出の強化を要望した。1月8日の『新潟日報』には

次のような軍政部からの勧告文が掲載されている。「諸君は諸君の国が食糧を自給できないといふことを常に念頭に置き生産者消費者否国家の為に供米完納を目指し最善を尽くさねばならぬ」「日本は食糧の全需要を自給に依り充たすことは出来ないが然しそれを目指し最善を尽すべきである。かくしてこそ始めて輸入食糧の要請の条が通ることとなる」。

1946年度産米の供出不振に対し、県知事は供米完了の3村と未完了の3村に対し、47年1月14日、感謝状と督励状を交付したが、その伝達式には軍政部長代理スティーブンソン大尉が同席していたという。また同年3月21日、軍政部長コックス中佐は供米成績不振の各市町村長、農業会長、農民組合幹部404名を召集し、督励を行った<sup>38</sup>。進行中の農地改革に関しては、その遂行を促進しつつも、供出問題に関しては、市町村や農民組合の反対運動に対して、はっきりと抑圧的な姿勢を明らかにしたのである。

特に首都圏への主要移出県である新潟県の供出の成否は日本占領全体の成否をわける問題と認識されたのだろう。1947年度供出になると、占領軍中央部から新潟県に対して働きかけが目立つようになった。47年10月には、総司令部天然資源局農業部顧問サンレー一行が来県し、県内各地供米督励を実施した<sup>39</sup>。また県軍政部の活動も活発化し、新潟市内から指示を出すだけでなく、県内各地で督励が行われた。中でも軍政部長コックスは蒲原4郡の供米不振町村に対し、12月9日の中条小学校から同月14日信越線潟町駅で猛吹雪のため不可能になるまで、現地供米督励行脚を連日実施した<sup>40</sup>。

この年度の供出完遂には占領軍司令部も満足の意を表し、第8軍アイケルバーガー中將は書簡を發し、コックス中佐が岡田県知事、日農代表者、食糧調整委員などの関係者を集めて伝達式を実施した。文面では供米の成果を守り、イ

ンフレを抑止することと、議会主義に基づく政治運動の要請、及び民主主義体制における納税の重要性が説かれている<sup>41</sup>。また48年度供米完納に対しても軍政部長コックス中佐は岡田県知事に対し、表彰状を手渡し、その努力を賞賛した<sup>42</sup>。

### 解放者と占領者

農民運動に関して地方軍政部が与えた影響は複雑なものであった。農地改革に関しては彼らは「解放者」としてその促進に熱心であり、しかし一方で供出問題に関して言えば、彼らは厳格な治安者・占領者として農家・農民組合の前に立ちはだかることとなったのである。しかし配給不足に苦しむ都市住民にとって、軍政部の供米に対する積極的な姿勢は、必ずしも否定的には受け取られなかった。前述したように『新潟日報』等の新聞は、強権の発動を含む供出の推進と軍政部の積極的な姿勢を基本的に支持し続けたのである。

農民運動勢力もこの点の矛盾を巡り、占領軍に対する認識を巡って混迷することになる。まさに「占領下における民主化」の矛盾が顕在化する局面であった。

## IV 農民運動と供米問題

この当時農地改革推進等に関して積極的な役割を担った農民組合組織の、供出問題に対する取り組みはどのようなものであっただろうか。新潟県における事例をみてゆこう。

### 玉井潤次と供米問題

戦前期新潟県農民運動を牽引した人物の一人として玉井潤次の名が挙げられる。玉井は1883（明治16）年生まれ、北蒲原郡亀田町の大地主玉井家に生まれ、弁護士となったが、その後農

民運動に傾倒し、北日本農民組合同盟の指導者として法廷闘争を中心に活躍した農民運動家であった。1937年に、いわゆる「人民戦線事件」で投獄され、弁護士資格を剥奪されたが、戦後再び新潟県の農民運動指導者として活躍したのであった<sup>43</sup>。ここでは戦後の玉井の行動を追いつながり、戦後新潟県の農民組合組織の動向を概観しておこう。

終戦後玉井は即座に県内農民組合の組織化の活動を開始する。1945年9月、北日本農民組合再建懇談会を開き、全県規模の組織結成への意欲を示した。またこの懇談会では戦前の農民組合組織の分裂の反省を踏まえ、中央の無産政党運動に拘束されない全県組織が提案された。続いて同年11月には新潟市内で県連準備委員会を開催し、県連の組織闘争方針を提示した。方針は 組織再建、農地改革への対応、供米闘争、肥料確保の闘争の4点であり、米穀供出問題への取り組みが、農地改革運動と並んで組合の重要課題と認識されていたことがわかる<sup>44</sup>。

その後本格的な活動を再開した玉井は供米問題に関して、積極的な取り組みを見せている。46年7月7日結成された日本農民組合北蒲原連合会の供米闘争方針として、食糧緊急措置令廃止、食糧営団の民営化、白米供出の断行、供米価格引上、配給肥料を基準とする供出割当実施の5項目をかかげた<sup>45</sup>。中でも「強権発動反対」要求となり、この時期の供米闘争の中心的要求となった。46年3月に知事による強権発動を受け、4月2日には稲村隆一らとともに県庁に押しかけ、「強権発動絶対反対」の決議文を知事に突き付けた<sup>46</sup>。また同年12月1日の日農県連協議会結成式で会長に選出された玉井は、政府の供米政策を強く批判する。「片桐食糧管理局長官は十月十日迄の白米五十六キロ供出については玄米六十キロ一俵と

同一とみなしその損害は政府が負担すると明言したがわれわれに支払われた米代金は玄米より一俵につき八円四十銭安く（中略）政府に厳重抗議する」と白米供出の受入を政府に強く求め、また「他県の如く農家必需物資の供給円滑に対する供米拒否という経済的理由を根拠として買上げ米拒否の態度にではと供米対策を練」るなど、場合によっては供出拒否も辞さずという強硬な姿勢で、生産物資の円滑配給を強く求めたのであった<sup>47</sup>。ちなみに「白米供出」とは、通常供出は玄米で行われるが、慢性的肥料不足の状況下において、米糠を肥料として使用するために、白米で出荷するという当時の生産者たちの苦肉の対応であった。

また日本農民組合西蒲原連合会は47年3月2日、約800人を動員して巻町地方事務所前で大会を開き、「農民に保有米を確保させよ」「農民の生活を破壊する重い税金をかけるな」との要求を行った<sup>48</sup>。このように46年産米供出は供米反対運動が最も活発に展開された時期であり、日農県連の結成ともあいまって、運動は全県の広がりをみせたのだった。

### 県連分裂と玉井潤次の混迷

しかし翌1947年度に入るとその活動にも陰りが見え始めた。原因の一つは戦前と同様に、農民組合組織の分裂であった。この年、日農内部の左右対立が厳しくなり、2月には平野（力三）派の除名による第一次分裂が発生した。その後5月に片山社会党内閣が成立したことにより、日農社会党派による共産党排撃の動きが強まることになった。もともと平野派は供出は農民の義務であるとの考えの下に、強権供出に同調的であったし<sup>49</sup>、政権党となった社会系幹部も、供出問題に対して正面から抵抗することが難しくなっていたのである。主体性派は強権発動には消極的ながら、供米への協力を呼

びかける路線を取らざるを得ず、運動の中心を米価運動や土地改良運動にシフトさせてゆき、供出制度に不満を持つ農民層支持を失っていった<sup>50</sup>。「自主供出」にこだわり、場合によっては供米ストも辞さないという姿勢で、活発な供米闘争を展開する共産党勢力との溝は深まり、7月には日農が共産党排撃を声明。8月には社会党系幹部による日農井伊派県連（主体性派）が結成された。

しかしだからといって、統一派の供米闘争が順調に展開したわけでもなかった。47産米供出より、占領軍が市町村の供米現場に現れ、それまで以上に積極的な督励活動を展開するようになったのである。同時期に行われていた第二次農地改革において、占領軍権力の後押しを受けていた農民運動勢力は、突然の占領軍の介入に混乱する。48年7月27日の県庁前での陳情活動の際、共産党県連委員の一人が「日本米が米国その他の地方に輸出されている」と発言し、新潟県軍政部に検挙される事件が起こった<sup>51</sup>。効果的な運動方針の定まらない中、発せられた失言といえる事件であり、その後統一派も占領軍権力に対する効果的な供米闘争戦術を打ち出すことができず、エネルギーの多くを占領軍の援助する農地改革に投入する途を選んでいくことになった<sup>52</sup>。

この間一貫して分裂主義に反対し、単一体県連を主張し続けてきた玉井は分裂を主導した社会党勢力に失望し、47年8月17日の日農主体性派県連結成式には姿を見せず、同年10月17日結成の日農統一派県連の代表者に名を連ねることになる<sup>53</sup>。しかし政治的立場としては社会党寄りであった玉井の行動は、以後迷走気味ともいえる「ブレ」を見せるようになる。玉井は11月30日に県軍政部のコックス中佐を訪ね、供米への協力を誓い、12月2日には岡田知事とともに再び軍政部を訪問。100%供米についての両

者の意見一致を表明するなど、一転して供米協力を積極的な活動をはじめたのである<sup>54</sup>。その後47年産米供出では軍政部長とともにジープに乗り供米督励に赴く玉井の姿が新聞で報道されるようになる。前述したコックス中佐の12月から翌年1月までの督励活動の傍らには玉井の姿があった。それまで供米反対運動の尖峰であった玉井の、この時期の行動は統一派から「供出後の還元手当米獲得の線及び米価引上の線に引いた」と批判を受け<sup>55</sup>、以後玉井の影響力は急速に低下していった。まさに農民運動の供米問題を巡る混迷を象徴するかのような光景であった。

その後玉井は49年11月には全新潟農民組合連合会を結成し、運動方針として 農業改革を目ざす農政活動の推進力となる、ファシズム化方向、暴動的破壊運動方針を排斥、組合の政治的活動もあくまで生産と直結する、戦線統一は他団体との可能の範囲での共同闘争を求めるとの路線を提示するものの、すでに農民運動は沈滞期に向かっており、組織は自然消滅の途をたどる<sup>56</sup>。分裂した統一派、主体性派も55年に再統一を果たすが、運動そのものの沈滞は覆うべくもなかったのである。

### 板挟みになる運動家

玉井に限らず農民組合幹部の中にも、村内の役職に進出した者の中には、供米問題を巡って行政と農民の板ばさみとなって苦しんだ人々が多かった。日本農民組合加茂支部の組合長であった有本甚作は下條村において、農民組合長に加え、村食糧調整委員に選出され、後に県食糧調整委員となった<sup>57</sup>。同村の食糧調整委員15名中4名が農地委員の兼務者であったが、有本は食糧調整委員一本で活動を行なうことになる。

組合の活動は「八ガキ戦術でマッカーサー司令部に手紙を出す。新潟県社会党代議士、稲村

順三氏と石田宥全氏を先頭に立て、GHQに代表として陳情に行ったこともある」など基本的には占領軍に対する陳情活動の方向で行なわれた<sup>58)</sup>。しかしこうした活動は効を奏さず、彼らは村内において供出を督励する立場に立たされてゆく。「割当強化の困難な中に更に責任が重なる。つらい切ない思いで過ごすことが多かった<sup>59)</sup>」このような彼らに対し、個々の農家も防衛的行動をとるようになり、「各部落ともそうなのだが良い出来の所を見せないで悪い所、悪い出来の所と選んで案内する<sup>60)</sup>」というように、食糧調整委員に対しても、生産量を過少に申告するような例が見られるようになった。「実に食糧問題はむずかしい。今、振り返って見ると農地委員会は厳とした農地解放令によって守られ、世紀の記録に残るものであったが、食糧調整委員は同じ農家選出ながら直接食うことに関係しているので、こんなに難儀なことはなかった」という有本の回想は、立場上供出問題の構造に直面せざるを得なかった彼ら運動家の難しい立場を表している<sup>61)</sup>。

### 労働運動との連携

新潟県の供米闘争を語る際、外すことができない事例が、農民組合と東洋合成労働組合との協力関係のもとで実施された、肥料獲得運動である。先の日農北蒲原連合会の要求内容にも肥料問題があげられていたように、肥料配給の不足は生産者にとって深刻な問題であった。「そのころ配給されていた肥料には、量が少ないのに加えて粗悪品が多く、そのうちでも石灰窒素は袋が破れ、風化しているものなど多数が見受けられた」という状況であったのである<sup>62)</sup>。

こうした中で、1946年、蒲原四郡、岩船地区の農民組合は当時生産管理闘争を展開中であった東洋合成株式会社（新潟市外堰所在）の労組と提携し、ユニークな運動を展開した。「農民

組合員の一部組合員が一口一〇〇円の割で出資し、新潟県硫安委託製造組合（七月末時点で15,000人）を結成し、コークス、石炭等を入力し、工場に提供、硫安とバーターした」という事件がそれである<sup>63)</sup>。運動は拡大し、後に30,000名の組合員が参加するにいたった。

バーターによって化学肥料を獲得しようというこの運動は、同社の生産管理闘争が弾圧の結果解体した後、47年3月に委託組合が解散するまで続けられた。大原村（潟東村）農民組合では、「この肥料を受けるために、保守系の農村有力者も農民組合に加入する事例がみられたという。当時の同村村長西村信吾さえも農民組合に加入した<sup>64)</sup>」のだという。また同村ではこれら硫安特配により、全県的に供出の厳しかった47年度供出においても、全村的に超過供出を実現し、三倍価格の報奨金を獲得したといわれている。

食糧危機において「供米スト」が社会的な合意を得にくく、また農民組合と労働組合の間でも対立の火種になりかねなかった供米問題において、この肥料獲得運動の事例は、当時の労農提携の可能性を示した貴重な事例である。しかしこうした運動にも後日、委託組合に参加した農家とそれ以外の農家の格差を拡大してしまった、また組合が肥料目当ての経済主義に流されてしまった等の問題点が指摘されている<sup>65)</sup>。経済主義であったことの是非はともかく、絶対的肥料不足下において、硫安供給側の企業が1企業に終わったことは、運動拡大の制約条件であったに違いない。

### 小括

今回は国内最大の移出県であった新潟県供出の事例を分析してきた。「日本のウクライナ」と呼ばれた新潟県は全国都市部への食糧供給県

と位置づけられ、県内生産米の多くを県外に「赤字搬出」することを強いられた。同県も都市部や山間部において、配給不足に苦しむ消費者を抱えており、こうした移出県における消費者の立場は、ある意味都市部における消費者以上に過酷なものであった。新潟県では移出自治体と移入自治体同士で相互に協力関係を構築する「救援米」ブロックを形成することで、地域における「自治的な」調整機能を期待したが、それにも限界は多く、自治体間のトラブルも絶えなかった。移入町村は、様々な工夫をこらし配給米の確保に努めなければならなかった。

新潟県地方軍政部は基本的に「間接占領」の立場からこうした供米にも直接関与する立場にはなかったが、「立ち会い」「督励」といった様々な間接的影響力を県行政、農民運動家、一般農民に与えることにより、供米の進捗について圧力をかけ続けた。その多くが「間接的」なものだったとはいえ、「督励」を受ける農民や運動家の視点から見れば、彼らの行為が直接的関与として映ったことは不思議ではない。また実際に一部の占領軍将兵による越権行為や、県行政側が占領軍権力にすがって供米不振村に圧力を加えるケースは全国的にも多々見ることができる。

現場で占領を担った占領軍は、日本の食糧対策に関しては、「占領」そのものの遂行の観点から協力的立場にあり、日本への食糧供給に消極的なアメリカ本国や対日理事会の意向に反して、輸入食糧の獲得に尽力した。しかしだからこそ、国内の集荷達成に対しては厳しい態度で臨むことになったともいえる。いずれにせよ地方軍政部は、農林省や農民組合が提示した供出制度の「民主化」「自主供出路線」について、関心を示すことはほとんどなかった。こと食糧供出問題に関する限り、農村にとって占領軍は「解放者」ではなく、あくまでも「占領者」で

あったのである。

戦後農民組合の供米問題を巡る活動は、この時期の「占領と民主化」の特徴を示す好例であろうと思われる。占領軍によって「与えられた民主化」の中で、占領軍の推進する農地改革については、農民運動も活発な活動を展開することができた。しかし供米問題に対して、占領軍が「占領者」としての一面を露わにした時、農民組合は有効な運動方針を示すことができなかった。輸入食糧放出に国内需要が依存している、という制約のもとでは、日農統一派の目指す「自主供出」の可能性は、当初よりほぼ絶たれていたと見てよい。

しかしそうした制約の中で東洋合成労組との肥料獲得運動など、ユニークな運動が試みられたことも事実である。戦前来の運動の蓄積を踏まえ、占領軍の動向に混乱をきたされつつも農民運動家達が自発的努力によって供米問題についても対案を模索し続けたのである。

- 1) 拙稿「食糧供出と農地改革——埼玉県南埼玉郡八條村を事例として——」(『土地制度史学』第161号, 1998年所収)
- 2) 大豆生田稔『近代日本の食糧政策』(ミネルヴァ書房, 1993年)
- 3) 『小千谷市史 下巻』(1981年) 588頁
- 4) 食糧庁『食糧管理史 各論Ⅱ』(1970年) 20頁。
- 5) 『新潟県史通史編9』(1988年) 80頁。
- 6) 『新津市史 通史編・下』(1994年) 743頁。原史料は『拝野省吾日誌』。
- 7) 『中里村史 資料編下巻』(1987年) 1206頁。
- 8) 前掲『食糧管理史 各論Ⅱ』17頁
- 9) 前掲『食糧管理史 各論Ⅱ』66頁
- 10) 前掲『新潟県史通史編9』79頁
- 11) 読売新聞大阪社会部編『終戦前後』(角川文庫, 1984年) 122頁
- 12) 『新潟日報』1947年4月4日
- 13) 今里耕作『農民苦闘史』1988年, 186頁。著者の今里耕作は日農統一派西蒲原郡連合会の執行委員を務めた農民運動家である。



- 14) 『新潟市史 通史編 5 現代』(1997年) 39頁。  
 15) 前掲今里188頁。  
 16) 前掲『小千谷市史 下巻』622頁。  
 17) 前掲今里188頁。  
 18) 前掲今里188頁。  
 19) 前掲『小千谷市史 下巻』620頁。  
 20) 『亀田の歴史 通史編下巻』(1988年) 272頁。  
 21) 『新潟日報』1947年10月10日  
 22) 『新潟日報』1948年2月11日  
 23) 『食糧管理史 各論Ⅱ』52頁  
 24) 前掲『新潟県史通史編9』80頁。  
 25) 『新潟日報』1946年6月5日  
 26) 前掲『新潟県史通史編9』82頁。  
 27) 『村松町史 下巻』(1982年) 856頁。  
 28) 『小出町史 下巻』(1998年) 719頁。  
 29) 『中里村史 通史編下』(1989年) 490頁。  
 30) 『塩沢町史 資料編下』(2000年) 776頁。  
 31) 前掲今里207頁。  
 32) 『堀之内町史 通史編下巻』(1997年) 458頁。  
 33) 前掲『小千谷市史 下巻』611頁。  
 34) 『十日町市史 資料編7』347頁。  
 35) 前掲『食糧管理史 各論Ⅱ』30頁。  
 36) 前掲『食糧管理史 各論Ⅱ』68頁。  
 37) 前掲『食糧管理史 各論Ⅱ』13頁。  
 38) 『新潟日報』1947年3月22日  
 39) 前掲『新潟県史 通史編9』81頁。  
 40) 前掲『新潟県史 通史編9』82頁。  
 41) 『新潟日報』1948年3月12日  
 42) 『新潟日報』1948年11月5日  
 43) 農民運動史研究会編『日本農民運動史』  
 (東洋経済新報社, 1961年) 1162頁。  
 44) 前掲『亀田の歴史 通史編下巻』274頁。  
 45) 『新潟県史 資料編21』45頁。原史料は大  
 原社研蔵『日本農民新聞』。  
 46) 『新潟日報』1946年4月7日。  
 47) 『新潟日報』1946年12月2日。  
 48) 前掲今里, 196頁。  
 49) 嶋岡七郎編『新潟県農地改革史』(1963  
 年) 1136頁。  
 50) 前掲今里, 204頁。  
 51) 前掲『亀田の歴史 通史編下巻』277頁。  
 52) 今日においても日本国内で集荷された食糧  
 が占領軍により徴発・輸出されたという事実  
 は確認することができない。従って本稿では
- この佐藤発言は誤報であったとの立場で叙述  
 している。しかし「なかった」ことの証明は  
 そもそも困難であるし、朝鮮戦争の開始され  
 た1950年産麦供出など、占領軍の活動が極端  
 な年度もあり、今後の検討が必要な課題であ  
 る。
- 53) 『新潟日報』1947年8月18日。  
 54) 前掲『新潟県史 通史編9』82頁。  
 55) 前掲『新潟県農地改革史』1147頁。  
 56) 前掲『亀田の歴史 通史編下巻』275頁。  
 57) 有本甚作『加茂郷における農民運動』1986  
 年, 118頁  
 58) 前掲有本, 123頁  
 59) 前掲有本, 129頁  
 60) 前掲有本, 130頁。  
 61) 前掲有本, 132頁。  
 62) 前掲今里, 207頁。  
 63) 山本潔『戦後危機における労働運動』(御  
 茶の水書房, 1977年) 149頁。  
 64) 前掲今里, 214頁。元大原村農民組合長小  
 林遼陽からの聞き取り。  
 65) 前掲『新潟県農地改革史』1154頁。